

施策の大綱

第1章 「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の創造」

第1節 みんなで子育てを支える地域づくり

1 子どもを育む環境づくり

核家族化が進展している中、ライフスタイルの変化や子育てに対する負担感の増大などにより、出生率の低下が続いています。急速な少子化の進行とこれに伴う人口減少は、地域社会の活力の低下や労働力人口の減少、さらには子どもの健全な成長に影響を及ぼすなど、大きな社会問題になっています。

本市においても合計特殊出生率の落ち込みは大きく、出生数の減少に歯止めをかける子育てしやすい環境づくりが課題となっています。

このため、安心して出産・子育てできるように、母子保健の充実や経済的負担の軽減など子育て家庭に対する支援の充実に努めていきます。

2 子育てと仕事の両立支援

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴い、0歳から2歳までの低年齢児の保育需要の増加や学童保育を必要とする児童が増えるなど、保育施設の充実といった子育てと仕事の両立できる環境の整備が課題となっています。

このため、保育サービスの充実や保育基盤の整備を推進するとともに、放課後児童対策の充実に努めていきます。

3 社会全体で子育てを支える地域づくり

核家族化の進展や地域とのかかわりが薄れていることなどから、子育てで孤立してしまう状況や、育児不安や発育・発達についての悩みなど様々な悩みを抱えている家庭が見られます。子育てについての相談、情報の提供や子育て親子の交流の場の提供など、住民の協力を得ながら、地域ぐるみで子どもを育てていくことが課題となっています。

このため、地域の様々な人材や公民館などの地域資源を活用するとともに、子育てや子どもの豊かな育ちを支援するため、行政のみならず、住民、家庭、事業所等、地域社会全体で子育てに取り組むことができるように、意識の醸成や環境づくりを図っていきます。

また、結婚観や価値観の変化等から、結婚しない人が増えていることや結婚や出産年齢が年々上昇しています。結婚について社会全体で支援する機運づくりが求められているため、若者が結婚を前向きに捉えられるよう、出会い・結婚へつながる取組みの支援など、若者を応援する環境づくりを推進していきます。

第2節 生涯を通した福祉社会の形成

1 地域福祉の推進

少子高齢化が急激に進んだことや、ライフスタイルの多様化などにより、地域でのかかわりや絆が薄くなってきています。これまでは、高齢者や障がい者毎の公的福祉施策が主になっていましたが、これからは、地域で支援を必要とする人に対して、従来の公的福祉施策と併せ、市民が積極的に地域福祉活動に参加し、地域のみんなが手を合わせて支え合う地域づくりが課題となっています。

地域ワークショップにおいても、ボランティア活動の推進や、老人世帯の増加、高齢者の孤独死、隣近所とのつきあいの減少の問題などの意見が出され、世代間交流など地域の絆を深めた地域づくりが求められています。

このため、地域福祉ネットワークを構築し、互いに支え合う地域づくりをめざしていきます。

2 高齢者福祉の充実

本市においては、高齢化に伴い老年人口も年々増加しており、平成27年には老年人口が全人口の約3割に達すると見込まれ、元気な高齢者の増加とともに介護が必要となる高齢者や一人暮らし老人の増加も予想されます。こうした高齢者を取り巻く状況の変化に応じて、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりが課題となっています。

市民アンケートによると今後推進すべき項目としては、「高齢者福祉」が61.9%、「在宅介護サービス」が58.2%と高い回答率となっており、地域ワークショップにおいても、高齢者がいきいきと暮らせる活動の促進や、要介護者がすぐに利用できる施設の整備などの意見が寄せられています。

これらをふまえ、高齢者の自立や生きがいづくりの支援と地域における一人暮らし高齢者の見守り体制の構築に努めるとともに、介護サービスなど高齢者福祉の充実に努めていきます。

3 障がい者（児）福祉の充実

生活習慣病や加齢を原因とした中途障害による身体障がい者が増加傾向にあり、また、ストレスなどにより心の健康に悩む人も増えています。これにより障がいの早期発見・早期治療体制の整備と障がいの状態に応じた福祉サービスの提供、障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らせるために、公共施設などの物理的なバリアフリー化のみならず偏見と差別といった心のバリアの解消も課題となっています。

このため、保健・医療と教育、就労など関連分野との連携を図りながら、乳幼児期から高齢期にいたるまでのさまざまな生活支援のための障がい者（児）福祉サービスの充実を図ります。また、バリアフリー社会の実現に向けて障がいや障がいのある人に関する正しい理解と認識を深めるため啓発・広報活動を推進していきます。

第3節 心と体の健康づくり

1 生活習慣病予防対策の推進

全国的に死亡率の高い、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患などの3大生活習慣病の効果的な予防をはじめ、働き盛りの成人のメタボリックシンドロームの予防や健康づくりに対する市民の意識高揚が課題となっています。

地域ワークショップにおいても、健康散策(ウォーキング)の推進、年齢層に合わせたの楽しく取り組める体操や運動メニューの開発・普及を図る必要があるとの意見が寄せられています。

このため、メタボリックシンドロームの予防に重要な「食事」と「運動」に着目し、バランスのとれた食生活と禁煙の推奨並びに健康散策の推進や健康づくりのための各種健康教室などの開催、体操・運動メニューの開発などにより、生活習慣病予防対策の推進に努めます。

2 健康診査の充実

本市における平成 21 年度の特定健診の受診率は、40.7%、がん検診受診率は33.8%となっており、健康診査の受診率の向上が課題となっています。

市民アンケートにおいては、生涯を通して明るい生活を過ごすために、今後力を入れるべきことは、「健康づくりと健康診査の推進」が36.0%と比較的高い回答率となっています。

このため、健康診査を受けやすい環境づくりを図っていきます。

3 心の健康づくりの推進

近年の厳しい社会経済情勢の下、家庭生活や職場環境、対人関係など多くの要因からストレス社会といわれる中で、精神疾患にかかる人が増加しており、自殺をする人は県全体で300人を越える状況になっており、心の病気対策、心の健康づくりの推進が課題となっています。

このため、医療機関や相談機関との連携を強化し、心の健康相談支援体制の充実を図るとともに、精神疾患に対する理解を深めるための普及啓発を行いながら、心の健康教育や講演会を開催し、心の健康づくりの推進に努めます。

第4節 連携・協力に基づく医療体制の整備

1 市民が安心して暮らせる医療供給体制の確保

子どもからお年寄りまで、誰もが健康で安全に安心して暮らせる地域社会の形成が望まれるなかで、救急医療や一次から三次までの急性期医療、リハビリテーションや慢性期医療、介護医療、在宅医療など、多様な医療ニーズに対応できる医療供給システムの確立が求められています。また、医療技術の高度化、専門化など医療を取り巻く状況が年々変化しています。

一方で、病院に勤務する医師が全国的に不足し、特に、地域医療の中核的な役割を担っている自治体病院においては深刻な状況にあり、医師や看護師など限られた医療従事者の適正・有効な配置を図りながら、市民が安心して暮らせる医療供給体制を整備していくことが課題となっています。

このため、地域における病院や診療所の医療連携、役割分担などについて県や関係病院、医師会などと協議・検討を進めながら、広域的な医療ネットワークの構築を図り、良質・安心の医療供給体制の確保に努めていきます。

第一次医療：一般的な疾病や外傷等に対し診療所のかかりつけ医等により外来診療による治療を受けること。

第二次医療：入院して検査や治療を受けること。

第三次医療：高度な医療、著しく重症な患者さんが検査や治療を受けること。

2 市民ニーズに応える市立病院

近年、自治体病院の運営は診療報酬の減額改定や医師不足などを要因とする多くの課題を抱えており、特に中小病院において厳しい経営環境となっています。

市立病院においても患者数や診療収益の減少が続き極めて厳しい経営状況となっており、常勤医師の確保、経営健全化対策などが大きな課題となっています。

このため、市立病院として必要な医師の確保や経営健全化対策を引き続き進めるとともに、地域における医療連携や機能分担の議論を踏まえながら、改めて市立病院の役割や機能などを検証し、市民ニーズに応える診療機能の維持・向上に努め、市民に親しまれ、信頼される病院づくりをめざしていきます。